

○内閣府告示第二百七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道虻田郡ニセコ町
- 二 構造改革特別区域の名称 ニセコ町ワイン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道虻田郡ニセコ町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八）及び特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第二百七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 多賀城市
- 二 構造改革特別区域の名称 多賀城市児童発達支援センター―安心安全給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 多賀城市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

（九三九）

○内閣府告示第二百七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 香取市
- 二 構造改革特別区域の名称 香取市どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 香取市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二百八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 石川県鹿島郡中能登町
- 二 構造改革特別区域の名称 中能登町どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 石川県鹿島郡中能登町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二百八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 上田市
- 二 構造改革特別区域の名称 蚕都上田 ラ・サンテボナールワイン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 上田市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第二百八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 飛驒市
- 二 構造改革特別区域の名称 飛驒市公立保育園給食外部搬入特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 飛驒市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第二百八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岩出市
- 二 構造改革特別区域の名称 いわで根來寺どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 岩出市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二百八十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高知県高岡郡梶原町
- 二 構造改革特別区域の名称 梶原町どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 高知県高岡郡梶原町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））



○内閣府告示第二百八十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 対馬市
- 二 構造改革特別区域の名称 対馬どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 対馬市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二百八十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大分県
- 二 構造改革特別区域の名称 大分県児童発達支援センター安心安全給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大分県の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

（九三九）